

諸塚村空き家再生借り上げ住宅整備事業実施要綱

(令和4年6月17日 要綱第10号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、諸塚村における空き家の有効活用を通じて諸塚村への定住促進による地域活性化を図るため、空き家再生借り上げ住宅制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)「空き家」とは、個人または法人が住居を目的として建設し、現に居住していない(予定も含む。)村内に存在する建築物をいう。

(2)「所有者」とは、空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家を村へ責任を持って貸し付けることができる者をいう。

(3)「賃借希望者」とは、村が借り受ける空き家の賃借を希望する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家再生借り上げ住宅整備事業以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の借受)

第4条 村は空き家を所有者から10年間借り受け、改修後に諸塚村空き家再生借り上げ住宅として位置づける。

(1) 村は空き家の借り上げに際し、所有者と別に定める賃貸借契約を締結する。

(2) 賃借料は、原則として無料とする。ただし、条件により有償とする場合がある。

(減免措置)

第5条 村は空き家を借り受ける10年間は、所有者に対し家屋および当該空き家の敷地となる土地についての固定資産税を減免するものとする。

(空き家の改修)

第6条 村は借り受けた空き家を予算の範囲内で効率的に改修する。

(希望者への賃貸)

第7条 村は改修した空き家を村有住宅として希望者に対し賃貸しすることができる。家賃については別途規則に定めるものとする。

2 入居者との賃貸借期間は10年間とする。

(住宅の管理)

第8条 村は借り受けた住宅の管理について、入居者の責めに帰すべき事由以外の修繕等を行うものとする。

(住宅の明け渡し)

第9条 賃借希望者は入居の際に村と交わした定期建物賃貸借契約に基づき、定められた日までに住宅を明け渡さなければならない。

(空き家の返還)

第10条 村は借り受けた空き家については10年後には所有者に返還するものとする。ただし、第7条第2項に定める入居者の賃貸借期間終了後に入居者が継続して入居を希望する場合は、それを妨げるものではない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。